

## ボートレース浜名湖映像利用に関する要領

### 第1条 (目的)

この要領は、浜名湖ボートレース企業団が管理運営するボートレース浜名湖ホームページ及びボートレース浜名湖公式 YouTube チャンネルで提供している映像（以下「映像」という。）、個人向け冠協賛レースにおける協賛特典のレース映像について、適正に利用するため定めるものである。

### 第2条 (利用許可の申請)

映像を利用しようとする個人又は法人（以下「申請者」という。）は、本要領に同意し、ボートレース浜名湖映像利用許可申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

### 第3条 (許可)

浜名湖ボートレース企業団は、前条の申請を受け、利用目的等を適正と認めるときはボートレース浜名湖映像利用許可証（様式第2号）を交付する。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は映像利用の許可をしないものとする。

- (1) 浜名湖モーターボート競走実施規程（平成2年浜名湖競艇企業団規程第3号）第68条又は第76条に該当する者。
- (2) 暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当するとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員若しくは従業員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (5) 役員若しくは従業員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者若しくは従業員が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 役員が暴力団等と知りながら従業員を雇用し、又は使用しているとき。
- (8) 申請者が行う事業に係る契約に当たり、役員がその相手方が本項第2号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 申請者が公序良俗に反する等社会的に非難されるような行いをしたことにより、映像利用が浜名湖ボートレース企業団並びにボートレース業界の信用を失墜させる恐れがあると浜名湖ボートレース企業団が判断した場合。

### 第4条 (映像の利用)

1 映像の利用期間は許可を受けた日からその年度の3月31日までとする。ただし、浜名湖ボートレース企業団が必要があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 映像の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げることを遵

守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する内容に利用しないこと。
- (2) 選手、レース場及びボートレースを誹謗中傷しないこと。
- (3) 選手、レース場及びボートレースの信用失墜に関わる利用をしないこと。
- (4) 営利目的での利用（店舗での上映や入場料を徴するイベントでの使用等）、映像を視聴する第三者からの金銭及び収益化可能なポイント、課金アイテム等の授受を行う機能（投げ銭やスーパーチャット、メンバーシップなど有料会員登録者限定の動画投稿等）の利用をしないこと。ただし、YouTube のパートナープログラム等、動画共有サイトの広告を通じての収益化については可能とする。
- (5) 映像を利用するにあたり、第三者からの意義申し立て、紛争の提起については、全て利用者の責任と費用負担で対応すること。

3 利用者が映像を利用したことで浜名湖ボートレース企業団に損害が生じた場合、浜名湖ボートレース企業団はその損害の賠償を利用者へ請求する事ができる。

#### 第5条 （申請内容の変更）

利用者は、浜名湖ボートレース企業団に提出した様式第1号の申請書に記載された内容に変更がある場合、遅滞なく申請事項変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

#### 第6条 （許可の取消し）

1 浜名湖ボートレース企業団は、利用者が次の各号に該当するときは、映像の利用許可を取消することができる。

- (1) 利用者がこの要領に違反したとき。
- (2) 利用者が第3条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、浜名湖ボートレース企業団が映像の利用方法等において不適切と判断したとき。

2 映像の利用許可を取消された利用者は、直ちに映像の利用を停止するとともに、動画を削除すること。

3 前項の利用許可の取消しにより利用者が損害を受けることがあっても、浜名湖ボートレース企業団はその責めを負わない。

#### 第7条 （本要領の改廃）

浜名湖ボートレース企業団は本要領の一部又は全部を予告なく変更又は廃止することができるものとし、利用者はこれらの変更又は廃止について、全て了承するものとする。

#### 第8条 （その他）

第2条から第7条までに記載のない事項で問題が生じた場合は、浜名湖ボートレース企業団が決定権を有するものとし、利用者は全て従うこと。

#### 附則

この要領は、令和4年6月4日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月3日から施行する。